

## 地方自治法（抜粋）

### 第244条の2

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。



# 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

## ○北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

昭和47年3月30日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭49条例33・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業のための施設その他これに準ずる施設をいう。

(昭55条例3・平12条例56・令元条例23・一部改正)

(設置)

第3条 市は、別表第1のとおり社会福祉施設を設置する。

(使用又は利用の許可)

第3条の2 社会福祉施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用又は利用の許可を行わせる社会福祉施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 社会福祉施設の設置の目的に反するとき。

(3) 社会福祉施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会福祉施設の管理上支障があると認められるとき。

(平15条例65・追加)

(使用又は利用の許可の取消し等)

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに

## 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(平15条例65・追加)

(使用料及び手数料)

第4条 市は、別表第2の左欄に掲げる社会福祉施設の使用につき、同表の中欄及び右欄に定める使用料を徴収する。

2 市は、別表第3の左欄に掲げる社会福祉施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄に定める手数料を徴収する。

(昭59条例8・平12条例14・平15条例9・平18条例44・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(昭59条例8・一部改正)

(利用料金)

第6条 別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設を利用しようとする者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の措置、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は第2項の措置及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4又は第16条第1項の措置に係る者を除く。）は、当該社会福祉施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該社会福祉施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第4の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管

## 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(平12条例14・追加、平15条例9・平15条例65・平18条例18・平18条例44・一部改正)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(平12条例14・追加、平15条例65・一部改正)

(使用又は利用の制限等)

第8条 市長は、社会福祉施設の使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用又は利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(昭49条例33・平10条例50・一部改正、平12条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(指定管理者)

第9条 市長は、社会福祉施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会福祉施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(昭49条例33・平3条例23・一部改正、平12条例14・旧第7条繰下、平15条例65・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該社会福祉施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター（入所の機能を有するものに限る。）の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請について

## 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

は、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該社会福祉施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平15条例65・追加、平20条例35・平22条例21・平24条例14・平27条例33・令2条例40・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会福祉施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会福祉施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平15条例65・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、社会福祉施設の管理を行わなければならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会福祉施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる社会福祉施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該社会福祉施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該社会

# 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

福祉施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該社会福祉施設が別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設であるときは、市は、当該社会福祉施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第4の規定は、前項の使用料について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12条例14・旧第8条繰下)

(罰則)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(昭59条例8・一部改正、平12条例14・旧第9条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、付則第2項第15号の規定ならびに別表第1の保育所の項中北九州市立かもめ保育所に関する部分、同表の障害福祉センターに関する部分および同表の地方改善施設の項中北九州市立小倉城野集会所から北九州市立小倉紫町西集会所までに関する部分は、規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第52号で北九州市立小倉城野集会所から北九州市立小倉紫町西集会所に係る部分は昭和47年5月15日から施行、付則第2項第1

# 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

5号の規定、北九州市立かもめ保育所および障害福祉センターに係る部分は  
昭和47年6月1日から施行)

(廃止条例)

2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

- (1) 北九州市立隣保館条例(昭和38年北九州市条例第86号)
- (2) 北九州市立公益質屋条例(昭和38年北九州市条例第88号)
- (3) 北九州市立勤労青少年ホーム条例(昭和38年北九州市条例第95号)
- (4) 北九州市立小倉いこいの家条例(昭和39年北九州市条例第5号)
- (5) 北九州市立労働会館条例(昭和39年北九州市条例第16号)
- (6) 北九州市立宿所施設条例(昭和39年北九州市条例第17号)
- (7) 北九州市立葬儀取扱所条例(昭和39年北九州市条例第19号)
- (8) 北九州市立宿所提供施設条例(昭和39年北九州市条例第20号)
- (9) 北九州市立養護老人ホーム条例(昭和39年北九州市条例第21号)
- (10) 北九州市立軽費老人ホーム条例(昭和39年北九州市条例第22号)
- (11) 北九州市立児童福祉施設条例(昭和39年北九州市条例第23号)
- (12) 北九州市立助産施設使用条例(昭和39年北九州市条例第59号)
- (13) 北九州市立地方改善施設条例(昭和39年北九州市条例第89号)
- (14) 北九州市立授産所条例(昭和40年北九州市条例第8号)
- (15) 北九州市身体障害者更生相談所条例(昭和40年北九州市条例第12号)
- (16) 北九州市し体不自由児施設利用条例(昭和40年北九州市条例第50号)
- (17) 北九州市精神薄弱者更生施設条例(昭和44年北九州市条例第6号)

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為  
は、なおその効力を有する。

(平10条例50・一部改正)



北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

別表第1(第3条関係)【抜粋】

施設の 種類	目的又は事業	名称	位置
児童 厚生 施設	児童に遊び、体験及び交流の場を与えることにより豊かな感性及び創造性をはぐくむとともに、児童の保護者に子育てに関する情報を交換する場等を提供することにより子育てに対する不安の解消を図り、もって児童の心身の健全な発達及び子育ての支援に資する。	北九州市立 子どもの館	北九州市八幡西区 黒崎三丁目15番3号
	児童に遊び、体験及び交流の場を提供することにより豊かな感性及び創造性をはぐくみ、保護者等に子育てに関する講習及び育児相談の場等を提供することにより子育てに対する不安の解消に努め、並びに子育てに関する市民活動を行う団体に交流の場を提供することにより地域における子育てを支援する活動の活性化を図り、もって児童の心身の健全な発達及び子育てに係る総合的な支援に資する。	北九州市立 子育てふれあい 交流プラザ	北九州市小倉北区 浅野三丁目8番1号

別表第2(第4条関係)【抜粋】

施設 の種 類	金額				備考		
	子ども もの 館	コー ナー	—	一般			
児童 厚生 施設	子ども もの 館	コー ナー	—	一般	高等学校 の生徒以 下の者(1 歳未満の 者を除 く。)	1 利用料金 は、前納と する。 2 ホールの A、B及びC の適用区分 は、次のと おりとす る。 (1) Aは、 入場料等	
			不思議体 験コーナ ー	1人1回	円 400		円 200
			挑戦競技 コーナー		400		200

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

	探検クイズ				300	100	<p>の最高額が、1人1回につき1,000円以下のとき。</p> <p>(2) Bは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。</p> <p>(3) Cは、入場料等の最高額が、1人1回につき3,000円を超えるとき。</p> <p>3 営利のための展示会、即売会等を主たる目的とする場合の額は、規定の額(ホールについては、Aの額)</p>
	創作コーナー				400	200	
	子育て談話広場	1人1回			200	50	
		回数券(11枚つづり)	1人1回			2,000	
	不思議体験コーナー、挑戦競技コーナー、探検クイズ、創作コーナー及び子育て談話広場	1日	個人	1人1日	1,000	500	
		共通利用券	団体(15人以上)		800	400	
		共通定期券	3月		4,000	2,000	
子ども一時預かり室	1時間又はその端数ごとに		平日		土曜日 日曜日 休日		
			円 800		円 1,000		
ホール、遊戯室、多目的室及び	—		10時～17時		17時～22時		
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
	ホール	A	1時間又はそ	円 4,000	円 5,000	円 5,000	円 6,000
		B		6,000	7,500	7,500	9,000

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

控室	C	の端	8,000	10,000	10,000	12,000	<p>の 20 割に相当する額とする。</p> <p>4 仕込み又はハリハーサルを目的とする場合の額は、規定の額(ホールについては、A の額)の 5 割に相当する額とする。</p> <p>5 規定時間区分以外の時間に使用する場合の額は、17 時～22 時の時間の区分の額の 20 割に相当する額とする。</p> <p>6 照明設備には、ゼラチンペーパーを含まない。</p> <p>7 楽器の額には、調律料を含まない。</p>
	遊戯室 1	数ごとに	700	800	800	1,000	
	遊戯室 2		700	800	800	1,000	
	遊戯室 3		700	800	800	1,000	
	多目的室 1		1,000	1,200	1,200	1,400	
	多目的室 2		750	900	900	1,100	
	控室		200	250	250	300	
展示場		10 時～22 時	0 時～10 時又は 22 時～24 時				
			1,500 円	1 時間又はその端数ごとに 200 円			
設備・器具	舞台設備	1 時間又はその端数ごとに 2,000 円以下の範囲内で規則で定める額					
	音響設備	1 時間又はその端数ごとに 2,000 円以下の範囲内で規則で定める額					
	照明設備	1 時間又はその端数ごとに 1,000 円以下の範囲内で規則で定める額					
	映像設備	大型ビデオプロジェクター	10 分又はその端数ごとに 4,000 円以下の範囲内で規則で定める額				
		その他の映像設備	1 時間又はその端数ごとに 2,000 円以下の範囲内で規則で定める額				
	楽器	1 時間又はその端数ごとに 2,000 円以下の範囲内で規則で定める額					

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

		展示設備	1日ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額			
		その他の設備・器具	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額			
子育てふれあい交流プラザ	遊び場	—	一般	小学校の児童以下の者(1歳未満の者を除く。)	1 利用料金は、前納とする。 2 年間定期券とは、小学校就学の始期に達するまでの者を含む4人以内の者を登録し、これらの者が登録を受けた日から起算して1年間遊び場を利用できる定期券をいう。 3 年間定期券に係る登録を受ける者が4人を超える場合は、4人を超える1人ごとに年間定期券の額に500円を	
		個人	1人	200円		100円
		団体(25人以上)	1回	100円		50円
		年間定期券	1年	3,000円		
	ホール、多目的室、調理室及び子ども一時預かり室	—	平日	土曜日 日曜日 休日		
		ホール	1時間又はその端数ごとに	1,800円		2,100円
		多目的室	は	1,200円		1,300円
		調理室	数ごとに	900円		1,100円
		子ども一時預かり室		800円		1,000円
	設備・	舞台設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額			

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

器具	音響設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額	4	子ども一時預かり室を利用することができる者は、生後6月から小学校就学の始期に達するまでの者とする。	
	照明設備	1時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額			
	映像設備	大型ビデオプロジェクター	10分又はその端数ごとに4,000円以下の範囲内で規則で定める額	5	営利のための展示会、即売会等を主たる目的とする場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。
		その他の映像設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額		
	楽器	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額	6	仕込み又はハリハーサルを目的とする場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。	
	展示設備	1日ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額			
	その他の設備・器具	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額			
			7	照明設備には、ゼラチンペーパーを含まない。	

# 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

					8 楽器の額 には、調律 料を含まな い。
--	--	--	--	--	--------------------------------

# 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

## ○北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和47年4月1日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12規則60・一部改正)

(供用時間及び休業日)

第2条 社会福祉施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

(昭49規則43・平12規則60・平13規則60・一部改正)

(保育所及びへき地保育所の使用料の徴収)

第2条の2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号。以下「条例」という。)別表第2に規定する保育所及びへき地保育所の使用料のうち、子どもの保護者又は扶養義務者から徴収する額(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年北九州市規則第20号)第3条の利用者負担額の額

(2) 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第4条第1項の利用者負担額の額

(3) 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた子ども 零

(4) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第6条第4項の利用者負担額の額

2 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第8条第2項の規定の適用がある場合における保育料の額は、前項第1号、第2号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定により定める利用者負担額の額とする。

## 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

3 保育料の滞納処分に関する事務のうち、次に掲げる国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限については、保育料の滞納処分に関する事務に従事する職員に委任する。この場合においては、当該職員に北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）第4条に規定する児童福祉措置費等徴収職員証を交付する。

（1）滞納者の財産を調査するための滞納者等への質問又は検査に関すること。

（2）滞納者等の住居等の搜索に関すること。

（3）滞納者の財産の差押えに関すること。

（平27規則22・追加、令元規則27・一部改正）

（設備・器具使用料及び駐車場使用料）

第3条 条例別表第2の障害者体育施設の駐車場使用料並びに福社会館の設備・器具使用料及び駐車場使用料に係る規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

（平14規則79・追加、平16規則105・平24規則10・平27規則22・一部改正）

（設備・器具の額）

第4条 条例別表第4の子どもの館及び子育てふれあい交流プラザの設備・器具に係る規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

（平13規則60・追加、平14規則79・旧第3条線下・一部改正、平17規則112・一部改正）

（利用料金の額の承認の告示）

第5条 市長は、条例第6条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

（平12規則60・追加、平13規則60・旧第3条線下・一部改正、平14規則79・旧第4条線下）

（指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表）

第6条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第9条の2第2項の場合においては、この限りでない。



# 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(平16規則3・追加、平20規則49・一部改正)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第7条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平16規則3・追加、平20規則65・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第8条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平12規則60・追加、平13規則60・旧第4条線下、平14規則79・旧第5条線下、平16規則3・旧第6条線下・一部改正、平20規則49・一部改正)

(指定管理者の事業報告)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する社会福祉施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平16規則3・追加)

(雑則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12規則60・旧第3条線下、平13規則60・旧第5条線下、平14規則79・旧第6条線下、平16規則3・旧第7条線下)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によつてした手続きその他の行為は、な

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

別表第1(第2条関係)【抜粋】

社会福祉施設の名称	供用時間		休業日	備考
北九州市立 子どもの館	コーナー		(1)1月1日及び 12月31日 (2)館内整理日	1 市長は、特に必要がある と認めるときは、休業日若しくは 供用時間を変更し、又は臨時に 休業日を指定することができる。  2 平日とは、日曜日及び土曜日 以外の曜日をいう。  3 休日とは、国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日をいう。
	子ども一時 預かり室	午前 10 時から 午後 6 時まで		
	ホール、遊戯 室、多目的室 及び控室	午前 10 時から 午後 10 時まで		
	展示場	午前 0 時から 午後 12 時まで		
北九州市立 子育てふれ あい交流プラ ザ	午前10時から午後6時まで		(1)1月1日及び 12月31日 (2)館内整理日	

別表第3(第4条関係)

設備・器具			金額
子どもの館	舞台 設備	指揮台及び指揮者用譜面台	1式につき1時間又はその端数ご とに60円
		演奏者用譜面台	1台につき1時間又はその端数ご とに50円
		譜面灯	1個につき1時間又はその端数ご とに25円
		平台	1枚につき1時間又はその端数ご とに25円
		箱馬	1個につき1時間又はその端数ご

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

			とに10円
		蹴込みパネル	1式につき1時間又はその端数ごと とに25円
		開き足	1脚につき1時間又はその端数ごと とに25円
		木台	1個につき1時間又はその端数ごと とに10円
		めくり台	1台につき1時間又はその端数ごと とに25円
		演台	1台につき1時間又はその端数ごと とに75円
		演壇	1台につき1時間又はその端数ごと とに75円
		花台	1台につき1時間又はその端数ごと とに50円
		地がすり	1枚につき1時間又はその端数ごと とに185円
		毛せん	1枚につき1時間又はその端数ごと とに25円
		上敷	1枚につき1時間又はその端数ごと とに25円
		国旗及び市旗	1枚につき1時間又はその端数ごと とに50円
		反響板	1式につき1時間又はその端数ごと とに1,500円
	音響	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごと

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

設備		とに500円	
	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごと とに125円	
	マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごと とに50円	
	マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごと とに25円	
	ミニディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごと とに500円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごと とに500円	
	カセットデッキ	1台につき1時間又はその端数ごと とに250円	
	ホール備付音響システム	1式につき1時間又はその端数ごと とに2,000円	
	遊戯室備付音響システム	1式につき1時間又はその端数ごと とに1,000円	
	照明 設備	アッパーホリゾントライト	1式につき1時間又はその端数ごと とに185円
		ロアーホリゾントライト	1式につき1時間又はその端数ごと とに185円
		スポットライト(500ワット)	1台につき1時間又はその端数ごと とに60円
		スポットライト(1,000ワット)	1台につき1時間又はその端数ごと とに85円
カッタースポットライト		1台につき1時間又はその端数ごと	

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

			とに60円
		ボーダーライト	1列1式につき1時間又はその端数ごとに185円
		サスペンションライト(500ワット)	1台につき1時間又はその端数ごとに75円
		サスペンションライト(1,000ワット)	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
		ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに325円
		ミニライトキット	1式につき1時間又はその端数ごとに90円
	映像 設備	200インチビデオプロジェクター	1台につき10分又はその端数ごとに4,000円。ただし、利用時間が120分を超える場合は、48,000円とする。
		液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		スライドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,625円
		オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに375円
		スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円
		レーザーポインター	1個につき1時間又はその端数ごとに250円
		デジタルビデオカメラ	1台につき1時間又はその端数ご

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

			とに500円
		デジタルビデオデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		デジタルビデオディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに700円
		ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
	楽器	ピアノ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,250円
	展示設備	展示台	1台につき1日ごとに400円
		展示板	1枚につき1日ごとに200円
	その他の設備・器具	多目的ひな段セット	1式につき1時間又はその端数ごとに75円
		テーブル	1脚につき1時間又はその端数ごとに25円
		いす	1脚につき1時間又はその端数ごとに25円
		卓球台	1台につき1時間又はその端数ごとに75円
		持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき1時間又はその端数ごとに75円
子育てふれあい交流プラザ	舞台設備	平台	1枚につき1時間又はその端数ごとに25円
		箱馬	1個につき1時間又はその端数ごとに10円

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

		めくり台	1台につき1時間又はその端数ごとに25円
		演台	1台につき1時間又はその端数ごとに75円
		国旗及び市旗	1枚につき1時間又はその端数ごとに50円
	音響設備	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円
		マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに125円
		マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごとに50円
		マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごとに25円
		拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		ミニディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		カセットデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに250円
		ホール備付音響システム	1式につき1時間又はその端数ごとに2,000円
	照明設	アッパーホリゾントライト	1式につき1時間又はその端数ごとに185円

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

備	スポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに60円
	ボーダーライト	1列1式につき1時間又はその端数ごとに185円
	ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに325円
	ミラーボール	1台につき1時間又はその端数ごとに185円
映像 設備	120インチビデオプロジェクター	1台につき10分又はその端数ごとに3,000円。ただし、利用時間が120分を超える場合は、36,000円とする。
	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円
	ビデオカセット・デジタルビデオディスクデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
楽器	ピアノ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,250円
展示 設備	展示板	1枚につき1日ごとに200円
その 他 の 設 備	テーブル	1脚につき1時間又はその端数ごとに25円
	いす	1脚につき1時間又はその端数ごとに25円



北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

	・器具	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき1時間又はその端数ごとに75円
--	-----	---------------	--------------------------



## 個人情報保護に関する法律（抜粋）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

（令三法三七・追加・一部改正）



## 公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公募(入札)による清涼飲料水等の自動販売機(以下「自販機」という。)の設置について、北九州市財産条例(昭和39年3月31日条例第85号)(以下「条例」という。)及び北九州市公有財産管理規則(昭和39年3月31日規則第61号)(以下「規則」という。)に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする自販機)

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者(個人及び法人)が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

### (貸付の方法及び期間)

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

### (相手方の選定方法)

第4条 財産管理者(規則第3条第2号に規定する各局の長)は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

### (貸付面積)

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

### (貸付料)

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

### (貸付料の納付)

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

### (自販機設置及び撤去に要する費用の負担)

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の15日までに納入させるものとする。

#### (自販機設置の条件等)

第9条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

#### (使用済み容器回収ボックスの設置及び管理)

第10条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機1台に最低1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

#### (契約の解除)

第11条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
- (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他設置が適切でないとき。
- (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。

2 前項第2号から第6号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。

3 第1項第1号から第6号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

**(途中解約)**

第12条 第3条第2項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

**(協議事項)**

第13条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

**(その他)**

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

**付 則**

この要綱は平成26年4月1日から施行する。